

別表第1 参考項目

4 規則別表第1の2の項のイ及びウに掲げる事業（以下「堰事業」という。）

環境要素の区分 (細区分)		影響要因の区分 (細区分)		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
		大気環境	水環境	堰の工事	護岸の工事	掘削の工事	堰及び護岸の存在	堰の供用及び湛水区域の存在	
予測及び評価されるべき環境要素 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、	大気環境	大気質	粉じん等	○	○	○			
		騒音	騒音	○	○	○			
		振動	振動	○	○	○			
	水環境	水質		水の濁り	○	○	○		○
				富栄養化					○
				溶存酸素量					○
		底質	水底の粘土					○	
	地下水	地下水の水位					○		
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○		
き環境要素 保全を旨として調査、予測及び評価されるべき 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○	
	植物		重要な種及び群落	○	○	○	○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	
要素 測及び評価されるべき環境 の確保を旨として調査、予 人と自然との豊かな触れ合	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○	○	○	
き環境要素 より予測及び評価されるべき 環境への負荷の量の程度に	廃棄物等		廃棄物	○	○	○		○	
			建設工事に伴う副産物	○	○	○			
れるべき環境要素 ついて調査、予測及び評価さ 一般環境中の放射性物質に			放射線の量	○ ※	○ ※	○ ※			

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる堰事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行う。
 - イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行う。
 - ウ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「掘削の工事」を行う。
 - エ 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在する。
 - オ 当該堰を流水の貯水又は取水の用に供する。